

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	34 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	16 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から39年3月まで

私は、昭和34年から自営業を経営しており、少々のお金に困ることではなく国民年金保険料の未納ということは考えられない。申立期間の保険料を納付しているのに未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、昭和36年4月から60歳に到達する前月の平成9年11月までの425か月分の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の妻も昭和40年4月から他界の前月である平成6年8月までの353か月分の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間当時、町会の人から自宅へ集金に来たので現金で月額100円の保険料を納付していたと主張しており、その当時の保険料と一致していることから、申立人の主張に不自然さは見られない。

さらに、申立期間は、15か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から58年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から58年3月まで

私は、昭和51年10月に国民年金に任意加入し、定額保険料と付加保険料を61年4月に第3号被保険者制度が始まるまで一貫して銀行の口座自動引落としにより納付していたので、申立期間が未納とされているのは、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入した昭和51年10月以降、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、113か月にわたり付加保険料も納付している上、前納もしているなど、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人が主張している申立期間に係る納付金額は、当時の保険料額（付加保険料を含む。）と一致している。

さらに、申立期間は任意加入期間でその前後の期間は納付済みとなっている上、申立人の夫は継続して同一企業に勤務しており、任意加入中の6か月だけを納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料は付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月まで

私は、昭和51年12月にA市からB市に転居したが、52年3月までの国民年金保険料はC銀行A支店で納付していた。国民年金保険料は一度も滞納することなく納付してきたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入した昭和48年10月から60歳まで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人が主張している申立期間の納付金額は、当時の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立期間は任意加入期間でその前後の期間は納付済みとなっており、任意加入中の3か月だけを納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月まで
昭和47年に国民年金に加入してから60歳になるまで保険料をすべて納付したのに、申立期間の保険料が未納になっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和47年12月から60歳に達するまで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付し、47年12月から61年3月までは任意加入しているなど、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、国民年金第1号被保険者と第3号被保険者の種別変更手続を複数回適切に行っている。

さらに、申立期間は任意加入期間で、その前後の期間は納付済みとなっており、任意加入中の3か月だけを納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月までの期間及び 58 年 10 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月まで

結婚してからは、妻が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していたので、申立期間について、妻が納付済みとなっているのに私が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 8 月から 60 歳で資格喪失した平成 5 年 2 月まで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人及びその妻は、昭和 51 年度から 55 年度までの期間及び 60 年度から平成 4 年度までの期間の国民年金保険料を夫婦共に前納していること、昭和 60 年度については、申立人の銀行口座から夫婦二人分の国民年金保険料が引き落とされていることが確認できることから、申立人の主張どおり、申立人及びその妻は基本的に夫婦一緒に納付していたものと考えられ、申立期間について、妻が納付済みとなっていることから、申立人も同様に納付していたものと考えられる。

さらに、申立人の妻は、昭和 36 年 4 月から 60 歳で資格喪失した平成 10 年 4 月まで、国民年金保険料を完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から同年9月まで
昭和56年10月に国民年金に加入した時から60歳になるまで保険料をすべて納付したのに、申立期間の保険料が未納になっているのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入した昭和56年10月から60歳まで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付し、139か月にわたり付加保険料も納付しているなど、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間は3か月と短期間で、その前後の期間は納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて申立人の生活状況に大きな変化はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格喪失日は、昭和20年3月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、20円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年1月1日から20年3月1日まで

私は、厚生年金保険加入期間について記録照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。申立期間については、C市DのE社F工場（社会保険庁の記録では、適用事業所名はA社B工場。以下同じ。）に勤務し厚生年金保険に加入していたはずであり、記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、E社F工場に勤務した旨述べているが、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は、同社B工場において、昭和18年4月30日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨記載されているので、申立人の勤務した事業所は同社B工場であると認められる。

そして、上記オンライン記録では、申立人は、昭和19年1月1日に資格喪失したと記載されているが、申立人は、同事業場を辞めてG市に帰郷した際、家族から空襲があったことを聞かされたと述べているところ、同市では昭和20年3月7日に空襲があったことが認められるので、申立人は、同事業所に20年2月末日まで勤務していたものと認められる。

上記の資格喪失年月日について、社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者台帳には、「照会調査せるも喪失年月日が不明 32.9.9認定」と記載されており、この点について、H社会保険事務所の回答によると、旧台帳の資格喪失日が不明なため、I社会保険事務所の担当者が平成19年に本人から聴取したところから従い、喪失日を昭和19年1月1日と決定したというのであるが、申立人は、よく考える時間も無く回答してしまったと述べており、上記認定の申立人の勤務状況からすると、資格喪失日についての事務処理は合理的な理由に基づくものであったとは認められず、申

立人に係る行政の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和 20 年 3 月 1 日と認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A 社 B 工場における被保険者資格取得時（昭和 18 年 4 月）の社会保険庁の記録から 20 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和35年8月21日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年8月21日から同年9月1日まで

私は、昭和35年8月21日付けでA社本社からB工場へ異動したが、社会保険事務所の記録では、本社での厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和35年8月21日であるのに対し、B工場での資格取得日は同年9月1日となっており、厚生年金保険の加入記録に1か月の空白が生じている。一貫してA社に勤めているので、その期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された退職給与金計算書の写し及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が昭和34年3月16日からA社に継続して勤務し(昭和35年8月21日に同社本社からB工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年9月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所が全喪失、元事業主への確認もできず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 28 日から 37 年 7 月 29 日まで
私は、A社B工場に勤務していた昭和 35 年 3 月 28 日から 37 年 7 月 29 日の期間について、C県D市の社会保険事務所から「E (氏名)」で脱退していると連絡があったが、私の旧姓の氏名は「F」であり、脱退手当金をもらった記憶が無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚に照会を行ったところ、「会社からは脱退手当金の説明が無かった。」「脱退手当金は自分で請求しに行った。」等の供述があったことから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 か月後の昭和 37 年 8 月 24 日に支給決定されたこととなっているが、申立人は、当該手当金が支給決定されたとされる日から 8 日後には厚生年金保険の資格を取得しており、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間後も、複数の事業所で勤務していることが被保険者記録からも確認でき、申立人の「脱退手当金は請求していない。」との主張には^{しんびょうせい}信憑性が認められる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年4月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月15日から同年5月15日まで

私は、B社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ1か月の空白が判明したが、継続した勤務内の転勤時の欠落であるので、申立期間も被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社から授与された永年勤続(10年及び15年)の表彰状、申立人の同僚の供述及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がC社及び関連会社であるA社に継続して勤務し(昭和43年4月15日にC社D工場からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年5月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 9 月 15 日から 34 年 7 月 15 日まで
② 昭和 34 年 12 月 3 日から 36 年 2 月 25 日まで
私は、記憶との差はあるが、脱退手当金をもらった覚えはない。当時自分の意思で脱退手当金を請求するとは思えない。調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約5年後の昭和41年2月21日に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は旧姓のまま変更処理がなされておらず、申立期間の脱退手当金は旧姓のまま請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和40年9月20日に婚姻し改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和47年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月29日から同年3月1日まで
私は、昭和42年4月から平成11年2月までA社に継続して勤務しており、昭和47年3月1日付で同社B支社からC支社に転勤したものの、退社して再入社した事実はない。厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が昭和42年4月1日から平成11年2月28日までA社に継続して勤務し（A社B支社からC支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年1月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主が資格喪失日を昭和47年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月29日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における、資格取得日に係る記録（昭和42年10月15日）及び資格喪失日に係る記録（43年7月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月15日から43年7月1日まで
私は、昭和42年5月から46年9月まで、継続してA社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料も控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に、昭和42年10月15日から43年7月1日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年9月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年10月から43年6月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年3月21日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を36年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年3月21日から同年12月1日まで
② 平成11年11月1日から13年5月1日まで

私は、A社に昭和32年2月に就職し、47年9月まで継続して勤務したのに、申立期間①の厚生年金保険加入記録が無いのは納得できない。また、B社に平成2年12月から16年1月まで継続して勤務したのに、申立期間②の厚生年金保険加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社が保管している厚生年金保険加入名簿、健康保険被保険者名簿及び雇用保険加入名簿の記録から、申立人がA社に継続して勤務し(昭和36年12月1日に同社本社から同社C出張所に異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録及び当該事業所が保管する厚生年金保険加入名簿の昭和36年10月1日の定時決定の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②については、社会保険庁の記録では、申立人は健康保険の任意継続被保険者となっており、雇用保険の加入記録も無い上に、このほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料も無く、申立期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から 44 年 3 月まで
社会保険庁の記録によると、昭和 43 年 1 月から 44 年 3 月までの期間が未納とされているが、父親が国民年金の加入手続を A 町役場で行い、国民年金保険料については、3 か月ごとに 1,200 円か 1,300 円ぐらいを納付していたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたと主張しているが、申立人の父親は既に亡くなっており、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が所持している国民年金手帳及び A 町役場（現在は B 市役所）の国民年金被保険者名簿には、申立人が初めて国民年金被保険者資格を取得したのは、昭和 44 年 4 月であることが記載されており、申立期間は国民年金に未加入の期間で保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳では、昭和 42 年度及び 43 年度の国民年金印紙検認記録欄に「記録不要」と記載されており、A 町役場の国民年金被保険者名簿においても同様に 43 年度以前の検認記録は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から平成5年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月から平成5年12月まで

私は、平成5年12月7日にA社会保険事務所に行った時、対応した職員から「年金を受給するためには、6年分の期間が不足している。」と言われ、1週間後の同年12月14日にその職員とB市役所C支所に行き、その職員が手続を行ってくれて、79万2,000円を納付したはずである。昭和63年1月から平成5年12月までの期間が未納になっているのは納得がいけないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が社会保険事務所の職員と名乗る人物に現金を渡したとしても、申立人が申立期間の国民年金保険料を一括納付したと主張している平成5年12月の時点では、申立期間のうち昭和63年1月から平成3年10月までの保険料は時効により納付することができないことに加えて、この時期には特例納付制度も行われていないため、制度上、平成5年12月に申立期間の保険料を一括納付することはできない。

また、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から53年12月まで

私は、会社を退職した後の昭和49年8月に町役場にて、国民年金の加入手続を行い、49年10月から53年12月までの国民年金保険料を納付していたので、当該期間が未加入とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続の場所等についての主張が不明確であり、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が所持している年金手帳には、申立人が初めて国民年金被保険者となった日は昭和54年1月8日で、任意加入である旨が記載されており、申立期間は国民年金に未加入の期間で保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持しているA市長発行の昭和53年度納入通知書兼領収証書でも、4月から12月までの欄には「納入不要」と押印されている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から46年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から46年4月まで

私は、昭和42年4月から46年4月までの国民年金保険料をA市役所の窓口にて納付書で納付したはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和53年6月時点では、申立期間については、時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をA市役所の窓口で納付書により納付したと主張しているが、申立期間当時、A市の現年度保険料の納付方法は印紙検認方式であったことが確認できる上、申立人は、国民年金の加入手続を行ったことはないと述べているなど、申立内容に不自然な点が見られる。

さらに、申立期間の前後の期間も未納となっており、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、このほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から52年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から52年8月まで

私は、昭和47年6月にA市に転居した時、国民年金に任意加入し、それ以降52年8月までの保険料を現年度納付したはずなのに、この期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年4月の国民年金手帳記号番号払出しと同時に発行された国民年金手帳1冊を所持しているが、この手帳には、47年6月の結婚にともなう国民年金資格喪失後、52年9月にB市において初めて任意加入したことが明記されており、社会保険庁の記録と合致している。

また、申立人は、昭和47年6月にA市役所で国民年金の任意加入手続きを行い、それ以降の保険料を夫が勤務先の銀行で納付してくれたはずであると述べているが、申立人の夫は、いつごろから納付を始めたか、全く記憶に無いと述べており、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書の写し等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から51年12月まで

私は、昭和54年2月ころ、A市役所で夫婦二人の国民年金加入手続をした際、加入期間が不足していると言われ、夫婦合わせた申立期間の保険料14万円ぐらいから15万円ぐらいを分割で納付したのに申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年2月ころ、A市役所で夫婦二人の国民年金加入手続をし、保険料を夫婦二人分で14万円ぐらいから15万円ぐらいを分割で納付したと主張しているが、申立人の被保険者台帳から申立期間とは異なる52年1月から53年6月までの過年度分の保険料が分割納付されている。

また、夫婦二人分の申立期間の保険料を第3回目の特例納付(附則4条)で納付したとすると、法定保険料額は264か月で105万6,000円となり、申立人が納付したと主張する14万円ぐらいから15万円ぐらいとは差異が大きい。

さらに、保険料の納付を示す関連資料(家計簿、確定申告書の写し等)も存在しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から53年3月まで

私の夫は、昭和54年2月ころ、A市役所で夫婦二人の国民年金加入手続をした際、加入期間が不足していると言われ、夫婦合わせた申立期間の保険料14万円ぐらいから15万円ぐらいを分割で納付したのに申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に関与しておらず当時の詳細な状況の記憶が定かでない上、関与したとする申立人の夫の被保険者台帳から申立期間とは異なる昭和52年1月から53年6月までの過年度分の保険料を分割納付されている。

また、夫婦二人分の申立期間の保険料を第3回目の特例納付(附則4条)で納付したとすると、法定保険料額は264か月で105万6,000円となり、申立人の夫が納付したと主張する14万円ぐらいから15万円ぐらいとは差異が大きい。

さらに、保険料の納付を示す関連資料(家計簿、確定申告書の写し等)も存在しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで
私が、留守の時、自宅に来たA市の職員から、申立期間の国民年金保険料を納付しないと昭和40年度以降の納付が継続しないとわれ、夫が特例納付したのに、未納となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の特例納付に関与しておらず、関与した申立人の夫は既に亡くなっているため、特例納付の時期及び納付金額等の納付状況が不明である。

また、A社会保険事務所が保管する被保険者台帳から、申立人が昭和45年に、昭和40年度から42年度までの保険料を特例納付したこと、及び43年度から44年度までの保険料を過年度納付したことが確認できるが、40年度以降60歳までの期間は、当時強制加入となっていた申立人の老齢年金の受給権が確保される年数22年と合致し、申立内容のA市職員が説明したとする内容とは一致しない。

さらに、申立人は、自宅に来たA市職員に保険料を納付したと主張しているが、市職員は特例納付の保険料を取り扱うことはできない上に、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる資料（家計簿、確定申告書等の写し）も存在しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

- 1 氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から43年3月まで
私たち夫婦は、自営業であったので、すべての国民年金保険料について、夫婦一緒に60歳まで納付した。加入当時は集金にきており、3か月に一度、納付していたことを記憶しており、申立期間について未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を夫婦一緒に60歳まで納付していたと主張しているが、申立期間の一部期間及び申立期間以後も夫婦同一期間において未納期間が存在する上に、申立期間も84か月と長期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、A社会保険事務所の手帳記号番号払出簿及び申立人が所持する国民年金手帳から、夫婦連番で昭和44年2月に払い出されたことが確認でき、この時点では、時効で申立期間の36年4月から41年12月までは納付することはできず、42年1月から43年3月までを過年度納付した形跡は無い。加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、預金通帳）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から46年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、2、3か月ごとに区役所で納付していた。私は、その当時共同で事業を行っていた友人と諸手続は一緒に行っていたが、その友人には未納期間は無いということなので、私だけ未納期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和46年4月以降となっており、この時点では、申立期間については過年度保険料を納付することとなるが、申立人はさかのぼって納付した具体的な記憶は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金に係る諸手続を友人と一緒にいたと主張しているが、当該友人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和45年6月となっており、申立人と同時期ではない上、当該友人も国民年金手帳記号番号が払い出された時点で過年度保険料となる45年3月以前の保険料は未納である。

さらに、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されている申立人の妻も、申立期間については、厚生年金保険加入期間を除き未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び38年10月から39年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和38年10月から39年10月まで

国民年金制度が始まった昭和36年4月ごろ、父親と義姉が私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。申立期間の保険料は、A区役所B出張所とC社会保険事務所で納付したはずであり、未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間の国民年金保険料の納付は、申立人の父親及び申立人の義姉が行ったと主張しているが、父親及び義姉は既に亡くなっており、申立人はこれらに関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の義姉は、申立期間当時、国民年金に未加入となっている。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から47年3月まで
私は、夫の祖父から、納税組合を通じ、申立期間の保険料を納付していたと聞いており、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、その夫の祖父が現年度納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、社会保険庁の記録から、申立期間より後の昭和48年5月21日以降であることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が国民年金加入手続及び申立期間の保険料の納付をしていたと主張するその夫の祖父は故人となっており、当時の状況が不明である。さらに、申立期間前後の保険料が特例納付又は過年度納付されているが、申立期間の保険料を特例納付又は過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から平成 3 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、私が 20 歳になり、学生でも国民年金保険料を納めるよう通知が実家に郵送されてきて、本人が納められない場合、親が納めるように記載されていたため、母親が郵便局で毎年 1 年分を前納していた。申立期間の納付記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は、加入手続の状況を覚えていないと述べており、国民年金の加入状況等が不明確である。

また、申立人が所持している年金手帳には、申立人が初めて国民年金被保険者資格を取得したのは平成 4 年 8 月 15 日であることが記載されており、申立期間は国民年金の未加入期間で保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案1258

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から60年3月まで
昭和48年10月ごろに義父が市役所で国民年金の加入手続を行ってくれました。国民年金保険料についても、義父が集金人に家族の分を納めていました。年金記録の訂正をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は申立人の義父が行っていたと主張しているが、義父は既に亡くなっており、義母もこれらについては何も覚えていないと述べている上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和60年1月以降となっており、この時点では、申立期間のうち57年9月以前の国民年金保険料は時効により納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は138か月と長期間であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から62年3月までの期間、62年5月から同年6月までの期間及び62年12月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 7 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 62 年 5 月から同年 6 月まで
③ 昭和 62 年 12 月から平成元年 3 月まで

私は、母と一緒に市役所に行き、国民年金の加入手続を行った。この時に、資格取得日から数か月過ぎていたので、その分をさかのぼってまとめて納付した。その後は母に納付を任せており、一人暮らしになってからは銀行引き落としで納付していた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料はその母親が納付していたと主張しているが、母親は当時の状況を覚えておらず、申立人自身は直接関与していないため、保険料の納付状況等が不明確である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年6月に払い出されており、この時点では、申立期間の一部については時効により保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案1260

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月から42年3月まで

国民年金への加入は、国の規則と思って老後のために加入した。昭和39年ごろに、A区役所B出張所で加入手続を行った記憶がある。その後、3か月分ごとに900円を納付し、結婚後の43年3月まで納付し続けた。調査して私の記録を見つけてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは42年4月以降となっており、この時点では、申立期間のうち39年12月以前の国民年金保険料は時効により納付できず、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が主張している申立期間に係る納付金額は、当時の保険料額とは一致しない上、納付金額に係る主張が変わるなど、申立内容に不自然な点がみられる。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から51年3月までの期間及び52年8月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年6月から51年3月まで
② 昭和52年8月及び同年9月

特例納付制度ができ、その期間内に納付すれば未納期間が埋められることは知っていたが、第1回目と第2回目の時はお金が都合できず納付することはできなかった。しかし、第3回目の時はお金が都合できたので、昭和53年7月ごろから同年9月ごろまでに、市役所においてそれまでの未納分を3回に分けて合計約65万円を特例納付した。申立期間が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年4月から42年5月までの国民年金保険料を特例納付しているが、その納付時期は申立人が主張する53年ではなく、55年6月23日であることが確認できる上、特例納付の場合、古い期間から優先して納付していくことが一般的な事務処理であったことから、申立人の主張どおり3回に分けて特例納付したとすると、これより後に申立期間の保険料を特例納付したことが考えられるが、55年6月23日から特例納付実施期間が終了する同年6月30日までの短期間に3回に分けて特例納付したと考えるのは不自然である。

また、A市役所の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持している「納付書・領収証書」から、昭和53年7月及び8月に51年4月から52年7月までの保険料を3回に分けて過年度納付していることは確認できるものの、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

さらに、申立期間以降も未納期間が散見される上、申立人の妻は、申立人が特例納付したことを聞いた記憶は無い旨を述べている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 40 年 3 月まで

申立期間の保険料は、同居で自営業をしていた兄夫婦と一緒に集金により納付していた。昭和40年9月末に集金人が2冊目の国民年金手帳を持ってきて、申立期間の検認印があった1冊目の手帳を回収していった。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年8月以降に払い出されており、この時点では、申立期間のうち38年6月以前は時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「現在所持している国民年金手帳（昭和40年9月発行）は2冊目で、1冊目は集金人が回収していった。その際、1冊目の記録は2冊目の手帳の後ろに書いておくと言われた。」と述べており、昭和40年度国民年金印紙検認記録のページに「36～」と記載されているのが36年度から保険料を納付していた記録であると主張している。しかしながら、この記載をもって申立期間の保険料を納付していたと推認するのは難しく、このほかに、申立人が所持する国民年金手帳に申立期間の保険料を納付していたことがうかがえる記載は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月から 43 年 9 月まで
社会保険庁の記録は無いが、私は、昭和 42 年 8 月から 43 年 9 月ごろまで、A社の社員としてB事業所に勤務し、C（ブランド名）等を販売していたので厚生年金保険加入記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 8 月から 43 年 9 月まで、A社の社員としてB事業所に勤務していたと主張しているが、申立人が事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料が無く、申立人は、当該勤務地では単独勤務であり同僚の勤務者はいなかったと述べているため、同僚等の証言も得られない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿では、昭和 42 年 6 月から 43 年 9 月までの資格取得者は整理番号が連番で付されており、その中に申立人の氏名の記載は無い。

さらに、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、事業主に照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

加えて、当該事業所が加入していた厚生年金基金においても、申立期間に係る申立人の加入記録は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月から 39 年 2 月まで

私は、昭和 36 年 6 月から 39 年 2 月まで、A 社 B 工場の子会社である C 社（現在は、D 社）に勤務し、厚生年金保険に加入していたので、年金記録の訂正についてあつせんを求める。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の業務内容等について具体的に述べていることから、申立人が申立期間において、C 社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は無く、社会保険事務所の記録では、当該事業所は申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、D 社の事業主に照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、申立期間当時の事業主は、申立人の厚生年金保険の加入手続を行ったと証明しているが、社会保険庁の記録では、当該事業主は、申立期間において、国民年金の被保険者となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月 1 日から同年 8 月 31 日まで

私は、平成 19 年 10 月に社会保険事務所へ行き、厚生年金保険加入期間について記録照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を受けた。昭和 60 年 3 月に A 社にて面接し、B 県 C 市の D 社（60 年 6 月に E 社に名称変更）に正社員として採用され、申立期間については同事業所に勤務し厚生年金保険に加入していたはずなので、記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が当時の仕事内容や雇用実態について具体的に述べていること及び同僚や事務担当者の証言から、申立人が申立期間において E 社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者名簿には、申立人は昭和 60 年 9 月 1 日に資格取得していることが記録されており、当該事業所に係る雇用保険の記録も、厚生年金保険と同様に 60 年 9 月 1 日資格取得となっている。

また、当該事業所は、昭和 61 年 10 月 1 日に厚生年金保険を全喪しているため、申立期間に係る厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、事業主から聴取することができない。

さらに、同僚が当該事業所に申立人と同時期に入社したと述べている 1 名の厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同じ昭和 60 年 9 月 1 日である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月から同年9月まで
申立期間について、私は、A市B区のC社に勤め厚生年金保険に加入していたはずであり、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所及び寮の所在地、仕事内容等に関する申立人の供述から、申立期間当時、申立人がC社に勤務していたことは推認することができるものの、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間中に当該事業所において、厚生年金保険被保険者資格を取得した者はいない。

さらに、申立人の厚生年金保険の適用等について事業主に照会したところ、昭和20年資格取得者の被保険者台帳は無く、退職者台帳にも20年資格取得者は見当たらないとの回答があり、事業主から、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から25年2月25日まで
② 昭和25年4月1日から26年3月31日まで

私は、昭和24年に大学を卒業後、就職難であったためA（財団法人）の推薦でB社に約1年派遣社員として勤務し、その後、C事業所に1年非常勤補として勤務した。いずれも、厚生年金保険に加入していたはずなので調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のB社については、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の資格得喪日は昭和25年6月10日資格取得、同年7月12日資格喪失と記録されている上、当該事業所は、平成19年10月4日に厚生年金保険を全喪しているため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、事業主等から聴取することができない。

また、申立期間②のC事業所（当時）については、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和29年4月1日であり、申立期間当時は適用事業所となっておらず、当該事業所に確認しても、適用事業所になったのは29年からであるとの回答であった。

さらに、申立人は、申立期間①及び②当時の同僚の名前を覚えていない上に、申立人が申立期間①及び②において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 8 月 21 日から同年 9 月 1 日まで

私は、ねんきん特別便を受け取り、初めてA社での資格取得日が平成7年9月1日となっていることを知った。実際には、同年8月13日から同社の社員として働いた。その前のB社の資格喪失が同年8月21日となっているので、A社での資格取得は同日とすべきである。保険料控除の事実が確認できる給与明細書があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B社の資格喪失が平成7年8月21日となっているので、A社での資格取得は同日とすべきである。保険料控除の事実が確認できる給与明細書があるので認めてほしい。」と主張しており、申立人が所持しているA社の7年9月の給与明細書には、確かに保険料控除額が記載され、保険料控除が確認できるものの、当該控除が何月分の保険料に該当するかまでは記載されていない。

しかしながら、A社に照会を行ったところ、「当時の保険料控除方法については不明であるが、現在は月末締めで当月控除である。」と供述していることから、当該保険料控除は、平成7年9月分に係るものであると推認される。

また、C健康保険組合からの回答書をみると、「A社において平成7年9月1日資格取得、8年8月21日資格喪失」と厚生年金保険の加入記録と一致している上、雇用保険の加入記録（7年9月1日資格取得、8年8月20日離職）とも整合性が認められる。

さらに、B社に係る社会保険庁のオンラインの記録をみると、同社における申立人の厚生年金保険の資格喪失日は平成7年8月21日となっており、雇用保険の離職日とも整合性が認められる。

加えて、申立人と同時にA社に転職している同僚3人について厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立人と同様、B社を平成7年8月21

日に資格喪失し、A社において同年9月1日に資格取得となっていることから、事業主から申立人及び同僚に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難く、事業主が社会保険事務所の記録どおり資格の喪失手続きや取得手続きを行ったものと考えられ、このような状況の下、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料の控除を行っていたとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から38年11月30日まで

私は、A社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、B社に勤務した記録が無いとのことであった。職業訓練所の紹介で卒業直後から勤め、厚生年金保険に入っていたはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてB社に勤務したと主張しているが、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

また、申立人と社員寮で一緒であったとする同僚は、「当時、同社は社会保険の加入は従業員の意思に基づいていたので自分は加入しなかった。」と供述しており、申立人から提出のあった写真に写っている同僚の中にも、当該事業所において厚生年金保険の加入記録が無い者が多数いる。

さらに、B社は、「当時の書類が保存されていないため、申立人及び申立内容については不明。」と回答しており、申立人の申立期間当時の勤務形態の状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 2 月 1 日から 38 年 4 月 30 日まで
② 昭和 38 年 5 月 1 日から 39 年 3 月 31 日まで
③ 昭和 39 年 5 月 1 日から 40 年 9 月 30 日まで

私は、平成 20 年にねんきん特別便が送付され、内容を見ると A 社の昭和 37 年 2 月 1 日から 38 年 4 月 30 日までの勤務期間、39 年 5 月 1 日から 40 年 9 月 30 日までの勤務期間及び B 社の 38 年 5 月 1 日から 39 年 3 月 31 日までの勤務期間が空白であることを知った。37 年から体調を崩すほど日本経済のため働き詰めに働いたのに、勤務期間が空白なのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び③において A 社に勤務していたと主張しているが、社会保険事務所の記録では、同社は申立期間①及び③当時、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない上に、当該事業所の連絡先が分からないため、申立人の申立期間当時の勤務形態等について証言を得ることができないため、当時の状況は不明である。

また、申立期間②について、社会保険事務所の記録では、申立人が勤務していたと主張する B 社は、C 県 D 市において厚生年金保険の適用事業所として確認できない上に、当該事業所の連絡先が分からないため、申立人の申立期間当時の勤務形態等について証言を得ることができず、当時の状況が不明である。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月から24年3月まで

私の被保険者記録照会回答票には、昭和24年4月1日からA事業所勤務となっているが、その前の期間から同事業所に勤務していた。私の記憶では約4年間勤務していたと思うので、加入期間が27か月となっていることに納得できない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述により、申立人が申立期間当時、B 渉外労務管理事務所（A 事業所）に勤務していたことは推認できるものの、占領軍従業員については、当初、「厚生年金保険法」の適用から除外され、「国家公務員共済組合法」の適用からも除外されており、昭和 23 年 7 月に厚生年金保険法の一部改正（23 年法律第 127 号）により、厚生年金保険法の「国の事務所」に使用されるものとして同法の適用を受けることとなった。

したがって、B 渉外労務管理事務所（A 事業所）は、昭和 24 年 4 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立人は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 24 年 4 月 1 日以降も当該事業所に勤務しており、その期間は、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録が確認できるが、申立期間に係る記録は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から同年 12 月まで

私は、A社に昭和 38 年 4 月から同年 12 月まで従業員として勤務していた。私にはその間の厚生年金保険への加入の有無が分からないので、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社への入社のも動機を具体的に述べていること及び同僚の供述から、申立人が申立期間について当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の事業主は、申立人を厚生年金保険に加入させていないと供述している上に、当該事業所から提出された昭和 38 年の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書にも申立人の氏名の記載は無い。

また、社会保険事務所が保管している当該事業所の厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名の記載は無く、健康保険整理番号にも欠番は無い。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料を所持していない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 12 月 21 日から 41 年 2 月 28 日まで
② 昭和 42 年 5 月 1 日から 44 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 8 月 12 日から 45 年 9 月 21 日まで

私は、昭和 39 年 10 月に A 社を退社した時に脱退手当金を受け取ったが、その後勤務した B 社 C 支店、D 社、E 社においては受け取っていない。

また、脱退手当金の裁定請求は、旧姓の「F」で請求され昭和 46 年 5 月に支給されたことになっているが、当時は夫の「G」姓に変わっていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたことになっている申立期間以前に勤務した期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立人に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③にかかる E 社退職後、それまでの厚生年金保険加入期間を有するすべての事業所を対象に厚生年金保険資格喪失日から約 8 か月後の昭和 46 年 5 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人保管の厚生年金保険被保険者証及び申立期間③にかかる事業所の被保険者原票に【脱・46. 3. 30・H（社会保険事務所名）】と記された脱退手当金支給表示が押印されている。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月20日から21年10月まで

私は、昭和20年8月20日から21年10月まで、A社B工場(現在は、C社)に勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたはずである。20年8月20日から21年10月までの期間が未加入になっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る供述内容が定かでない上に、当該期間において申立人のA社B工場における勤務実態の証言を得ることのできる同僚等を特定することができない。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料は見当たらない。

さらに、当該事業所は、申立人の申立てどおりの資格取得の届出を行ったか、また、申立期間に係る保険料を納付していたかについては、当時の厚生年金保険関係資料が残存していないため不明である旨を供述している。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月16日から38年8月まで

私の夫は、昭和36年1月3日から38年8月までA社に継続して勤務していたのに、36年8月16日から38年8月16日までの厚生年金保険被保険者期間が抜けていることに納得できないと言っていた。最近見つけたB連合会が発行した「C証」の経歴欄にもA社には、35年12月から38年8月まで勤務していたと記載されているので申立てをすることとした。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が申立期間においてA社に勤務していたと主張しているが、当該事業所が保管している「健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定書」及び被保険者資格喪失確認通知書により、申立人が昭和36年1月3日に資格を取得し、同年8月16日に資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人が申立期間において当該事業所に勤務し厚生年金保険料を控除されていたことを証明する関連資料として、申立人の妻からC証が提出されており、同証には、経歴として、勤務先事業所及び期間が記載されているところ、申立人の経歴の年月は「自35年12月、至38年8月」と記載されている。しかしながら、同証に記載されている申立人の複数の事業所における勤務期間と厚生年金保険被保険者期間とを比較したところ、多くの事業所において、その期間は一致していないことから、C証の記載内容をもって、申立人が当該事業所に勤務していたとまでは認め難い上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料が無い。

さらに、申立人は既に死亡していることから、当時の上司、同僚等が不明であるため、申立期間当時の申立人の勤務実態等に関する供述を得るこ

とができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 26 日から 37 年 8 月 21 日まで
私は、昭和 35 年 8 月から A 市にあった B 社に勤務し、37 年 8 月に実家の家業である農業の手伝いのために退社したが、この期間については、脱退手当金を受給していることになっている。私は脱退手当金などもらっていないので、再度調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

事業主は、退職者に対する脱退手当金の説明会の開催及び代理請求を行っていたと述べている上に、申立人の脱退手当金が支給決定された昭和 38 年 7 月の 3 か月前に支給決定されている元女性社員は、裁定請求書を書いた覚えはないが、脱退手当金は受給したと述べていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の 2 回の被保険者期間が計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立期間の厚生年金保険被保険者番号と申立期間より前の 2 回の厚生年金保険被保険者番号はいずれも別番号となっている上、加入期間も、7 か月及び 1 か月と短期間であることから、失念した可能性があり、申立期間に係る脱退手当金の請求及び支給を否定できない。

さらに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない上に、申立人から聴取しても受給した記憶がないという他に脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年5月20日から同年6月1日まで

私は、昭和63年5月20日にA事業所を退職し、同年6月1日付けでB社に入社したが、後日、この間の年金記録が欠落していることが判った。この間の年金は、当然継続していると思うので救済して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年5月20日にA事業所を退職し、同年6月1日にB社に入社したが、申立人は各々の厚生年金保険被保険者資格に係る喪失日及び取得日について認識しているところ、被保険者期間を計算する場合については、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第19条第1項の規定により、「被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされていることから、同年5月は申立人の被保険者期間には算入されない。

また、申立人は、上述のとおり、申立期間前後の退職日及び入社日を認識しており、申立期間はいずれの事業所においても勤務実績が無い。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 30 日から 23 年 4 月 1 日まで
私は、昭和20年9月30日から23年4月1日まで、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであり、私の年金記録から抜けているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

同僚等の供述から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できるが、申立人と同じ事務職で厚生年金保険の記録が無い同僚が複数いる上、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の名前は確認できず、欠番も見当たらない。

また、厚生年金保険料が給与から控除されたことを示す給与明細等の関連資料が無い上、A社は昭和 25 年 12 月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に死去していることから、事実関係が不明である。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。